解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年六月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二十四日

神奈川県綾瀬市綾西三丁目九番一八号

特定非営利活動法人神奈川環境エネルギー

清算人　飛渡　賢治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年一月十九日開催の通常総会の決議により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十三年五月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二十四日

静岡県熱海市田原本町九番一号

特定非営利活動法人エム・オー・エー自然農法文化事業団　清算人　山岸　正博

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年二月二十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二十四日

岡山県高梁市成羽町坂本一五七九番地四

社団法人坂本厚生会

代表清算人　田中　広二

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十三年三月三十一日、徳島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二十四日

徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地五番地

美馬市土地開発公社

清算人　河野　尚二

配当公告

山口県周南市古市二丁目五番二〇号

破産者　南陽汽船株式会社

右の者に対する山口地方裁判所周南支部平成二十二年（フ）第一〇八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金七〇一、四二〇、一六八円

一、配当することのできる金額

金四七、四六九、三一一円

平成二十三年五月二十四日

山口県周南市平和通り二―三八銀和ビル三階

破産管財人　藤田　幸夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市前九年三丁目四六番地、最後の住所岩手県盛岡市前九年三丁目二四番二八号

被相続人　亡　藤原　チヤ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十四日

岩手県盛岡市本町通二丁目一番三六号浅沼ビル三階　相続財産管理人　村井　三郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市太白区八本松一丁目一三番、最後の住所宮城県仙台市太白区八本松一丁目一三番一一―五一七号

被相続人　亡　中田喜久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十四日

宮城県仙台市青葉区中央二丁目一〇番一二号仙台マルセンビル四階新伝馬法律事務所

相続財産管理人　弁護士　皆川　潤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県上山市矢来二丁目二九一番地の二、最後の住所山形市大字成安四二五番地二いきいきの郷　被相続人　亡　武田　榮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十四日

山形市旅篭町二丁目一番一一号ステージ八山二階　霞城東法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金山　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区千鳥三丁目一二六番地、最後の住所千葉県富里市十倉三一〇番地四二二

被相続人　亡　小磯　敦代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十四日

事務所千葉県千葉市中央区中央四丁目八番八号　日進ビル六階A室　野中・若林法律事務所

相続財産管理人　弁護士　若林　義和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県印旛郡栄町西五三九番地、最後の住所千葉県印旛郡栄町西五三八番地の二

被相続人　亡　福田　守

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十四日

事務所千葉県千葉市中央区中央四丁目八番八号　日進ビル六階A室　野中・若林法律事務所

相続財産管理人　弁護士　若林　義和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県三島郡出雲崎町大字相田一二一八番地、最後の住所千葉県袖ケ浦市蔵波三一〇八番地一　福祉センター更正園

被相続人　亡　遠藤　浩一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十四日

千葉県市原市桜台二丁目四〇番地の二

相続財産管理人　朽名　俊彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市石鳥谷町好地第五地割二六三番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　山崎　保

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十四日

東京都渋谷区桜丘町一八番四号二宮ビル二階桜丘法律事務所

相続財産管理人　佐藤　倫子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県北上市上野町一丁目二八番地五、最後の住所岩手県北上市小鳥崎一地割四七番地三

被相続人　亡　根子　民雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月二十四日

東京都渋谷区桜丘町一八番四号二宮ビル二階桜丘法律事務所

相続財産管理人　佐藤　倫子

第25期決算公告　平成23年5月24日

札幌市白石区菊水7条2丁目7番1号

札幌大成機工株式会社

代表取締役社長　木下　博之

貸借対照表の要旨（平成23年1月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,301,188
	固定資産	16,820
	合計	2,318,009
負債及び純資産の部	流動負債	1,596,124
	固定負債	12,885
	株主資本	708,999
	資本金	95,000
	資本剰余金	274,999
	資本準備金	274,999
	利益剰余金	338,999
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	333,999
	（うち当期純利益）	（56,466）
	合計	2,318,009